

概要

令和4年度  
国産材転換支援緊急対策事業  
のうち原木・製品の運搬・一時保管緊急支援事業  
(うち運搬に係る支援)

---

第二次募集に適用

ウクライナ情勢の悪化により影響を受ける製品を緊急的に増産し流通させるため、原木及び製品の運搬及び一時保管を支援し、我が国の木材需給の更なるひっ迫への影響緩和を図ることを目的として、原木又は製品の長距離運搬に必要な経費を支援します。

## 事業イメージ



## 2 手続きの流れ、受付期間、関係書類の提出先

### ● 手続きの流れ



※第〇は、公募要領の番号に対応

### ● 受付期間

	取組期間	実績報告書・交付申請の締切	交付請求書の締切
第二次募集	令和4年8月1日(月) ～令和4年10月31日(月)	令和4年11月30日(水) (必着)	令和5年2月17日(金) (必着)

※全ての提出書類が揃っている場合のみ申請可能

### ● 関係書類の提出先

〒107-0052 東京都港区赤坂2-12-13 UHA味覚糖赤坂ビル 3F  
一般社団法人全国木材組合連合会 原木・製品の運搬・一時保管支援事業事務局  
TEL:03-6550-8540(平日10:00～17:30) FAX:03-6550-8541

## 3-2 助成対象

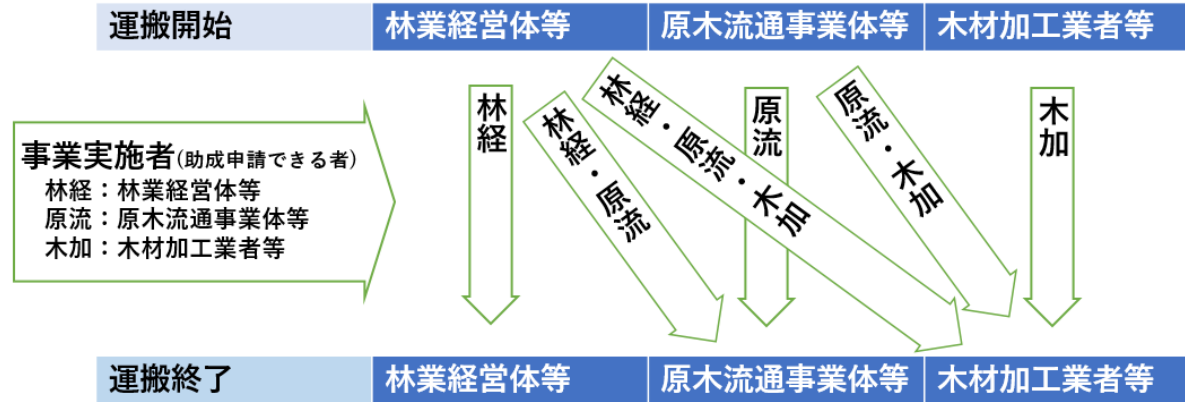
助成対象となるメニューは以下の4つ。各メニューの詳細は次ページ以降。

項目	取組内容
原木のトラック運搬経費の助成	原木をトラックで長距離運搬するために必要な運搬・積込み・積卸し
原木の内航船運搬経費の助成	原木を内航船で運搬するために必要な運搬・積込み・積卸し
製品のトラック運搬経費の助成	製品をトラックで長距離運搬するために必要な運搬・積込み・積卸し
製品の内航船運搬経費の助成	製品を内航船で運搬するために必要な運搬・積込み・積卸し

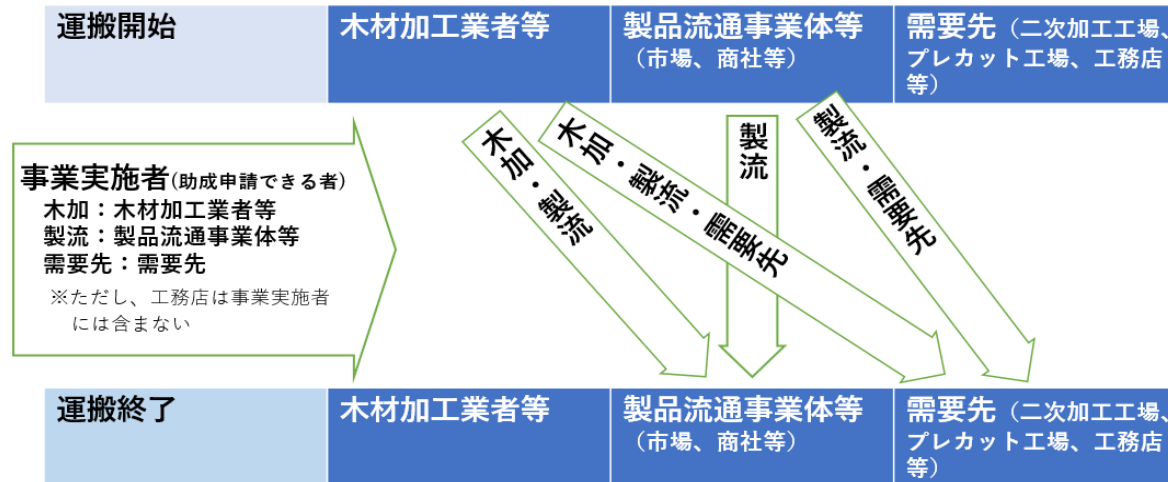
# Q&A 2-5 原木又は原木又は製品を、どこからどこに運搬する場合に対象となるのか。

対象は、他の要件を満たした上で、以下のとおりです。

## 1 原木のトラック運搬について



## 2 製品のトラック運搬について



なお、トラック運搬の距離は、最も経済的な道程によります。

内航船については、国内の積込港から荷揚港までの運搬を対象としています。

## 3-3 原木のトラック運搬

●取組対象期間: 令和4年8月1日から令和4年10月31日までの取組内容

●取組内容について、以下をすべて満たすこと

・原木をトラック(トレーラー等も含む)で長距離(100kmを超える距離)運搬する取組であること

※運搬距離は、最も経済的な道程

・原木の売買に伴う運搬であること

・第三者に運搬を委託等していること

・スギの運搬においては、林業経営体等の素材生産量又は木材加工業者等の①原木入荷量 ②原木消費量 ③原木在庫量のいずれかが増えていること

なお、・同一の運搬に対して別申請者から二重に申請された場合は助成対象外

・指定保税地域、保税蔵置場等を終点とするものは除く。

●対象原木 ロシア産材以外であって原木の原産国を証明できるもの

●助成対象経費 運搬、積込み、積卸し(仕分け・椋積み費)

●助成金額 「実行経費の1/2以内」または「運搬数量( $m^3$ ) $\times$ 1,750円/ $m^3$ 」の低い方

●助成対象者 原木の運搬等の経費を負担した以下の者

・ 林業経営体等(林業経営体が組織する団体を含む)

・ 木材加工業者等(製材業、合板製造業、床板製造業、造作材製造業、集成材製造業、建築用木製組立材料製造業及びパーティクルボード製造業等)

・ 原木流通事業者等(木材市売市場、木材センター、木材販売業者、総合商社等)

## 3-4 製品のトラック運搬

- 取組対象期間: 令和4年8月1日から令和4年10月31日までの取組内容
- 取組内容について、以下をすべて満たすこと
  - ・製品をトラック(トレーラー等も含む)で長距離(300kmを超える距離)運搬する取組であること※運搬距離は、最も経済的な道程
  - ・製品の売買に伴う運搬であること(自社等施設間での運搬は助成対象外)
  - ・第三者に運搬を委託等していることなお、
  - ・同一の運搬に対して別申請者から二重に申請された場合は助成対象外
  - ・指定保税地域、保税蔵置場等を終点とするものは除く。
- 対象製品 ロシア産材以外の横架材、下地材、面材(CLTを含む)、単板、ラミナ、原板であって製品の原産国を証明できるもの
- 助成対象経費 運搬、積込み、積卸し(仕分け・積積み費)に要する経費
- 助成金額 「実行経費の1/2以内」または「運搬数量( $m^3$ ) $\times$ 1,750円/ $m^3$ 」の低い方
- 助成対象者 製品の運搬等の経費を負担した以下の者
  - ・木材加工業者等(製材業、合板製造業、床板製造業、造作材製造業、集成材製造業、建築用木製組立材料製造業及びパーティクルボード製造業等)
  - ・製品流通事業者等(木材市売市場、木材センター、木材販売業者、総合商社等)

## 3-5 原木・製品の内航船運搬

- 取組対象期間: 令和4年8月1日から令和4年10月31日までの取組内容
- 取組内容について、以下をすべて満たすこと
  - ・原木又は製品を内航船で運搬する取組であること
  - ・原木及び製品の売買に伴う運搬であること(自社等施設間での運搬は助成対象外)
  - ・第三者に運搬を委託等していることなお・同一の運搬に対して別申請者から二重に申請された場合は助成対象外
- 対象原木 ロシア産材以外であって原木の原産国を証明できるもの
- 対象製品 ロシア産材以外の横架材、下地材、面材(CLTを含む)、単板、ラミナ、原板であって製品の原産国を証明できるもの
- 助成対象経費 運搬、積込み、積卸し(仕分け・桟積み費)に要する経費
- 助成金額 「実行経費の1/2以内」または「運搬数量(m<sup>3</sup>)×2,250円/m<sup>3</sup>」の低い方
- 助成対象者 原木・製品の運搬等の経費を負担した以下の者
  - ・(原木の場合) **林業経営体等**(林業経営体が組織する団体を含む)
  - ・**木材加工業者等**(製材業、合板製造業、床板製造業、造作材製造業、集成材製造業、建築用木製組立材料製造業及びパーティクルボード製造業等)
  - ・(原木の場合) **原木流通事業体等**(木材市売市場、木材センター、木材販売業者、総合商社等)
  - ・(製品の場合) **製品流通事業体等**(木材市売市場、木材センター、木材販売業者、総合商社等)